

《翻 訳》

カール・レンナー

『民族：神話と現実』(4)

太 田 仁 樹

- 偶然に本を発見 (第32巻第4号)
- 序言 (第32巻第4号)
- 民族の生い立ち (第32巻第4号)
- 主権を持つ法的権力としての民族国家 (第33巻第1号)
- 民族的共同体の法的緊急状態 (第33巻第1号)
- インターナショナルの基体 (第33巻第1号)
- インターナショナルなものの法的誕生 (第33巻第2号)
- 国際連盟 (第33巻第2号)
- 総連盟の憲法 (第33巻第2号)
- 講和条約のマイノリティ保護 (本号)
- 純粋なマイノリティと不純なマイノリティ (本号)
- 国内法制度としての民族的マイノリティ (本号)
- 混合国家におけるマイノリティ国家 (本号)
- 信仰, 民族, 国家 (次号)
- 国家的絶対主義と民族的絶対主義 (次号)
- ナショナリズムの急転回 (次号)
- 諸民族の物質的存在 (次号)

講和条約のマイノリティ保護

4つの多かれ少なかれ中世的な帝国, ホーエンツォレルン, ハプスブルク, ツァーリ, スルタンの帝国が, 世界大戦で滅びた。そのうちでホーエンツォレルン帝国は, 大体においてすでに民族国家 (Nationalstaat) であったので, 解体される可能性はなかった。とはいえ, それはフランス人とデンマーク人の民族的断片とポーランド人の大きな民族部分を含んでいた。民族国家建設の最初の, あるいは瞞着的な目論見により, これらの地域は帝国から分離されたが, 国家 (Reich) は維持され, 自己統治を基礎とする純粋な民族国家, ドイツ共和国に転換した。だが東の3つの帝国は明白な多民族国家であり, 戦争と敗北の衝撃のもと, 勝者の介入により崩壊した。パリの講和条約では, その身体から多くの民族国家が切り取られた。それは「小民族 (kleinen Völker) の解放」を戦争目的の一つだと告げ, それまでまったく, あるいは部分的にしか国家を持たなかった諸民族 (Völker) を主権を持つ諸国民 (Nationen) に引き上げた。

協商諸国が、歴史的発展法則をその政治的・軍事的利益のために用い、濫用したこと、彼らが戦争目的として世界に告げた民族国家原理そのものを、敗北したドイツ人に対しては与えなかったこと、彼らが疑いなくまとまったドイツ人居住地を異民族の諸国家に編入し、オーストリアのドイツ人が母国と統一することをアンシュルス禁止令により許さなかったこと、ついには彼らが説明された原則と理性に背き、自分の土地およびその友人の土地を他人の領域でもって大いに広げたということ、これらのことは殊更にいうまでもない。それにもかかわらず、勝利の時代理念の欺瞞的な濫用は、その歴史的価値を無効にするものではなく、時代理念を理解せずに勇敢にもそれを軽んずる者の抗議もまたその価値を無にするものではない。

しかしながら、中・東欧および西南アジアのこの測り直しは、民族の一部や断片を異民族支配に戻したが、それについて講和条約の作成者たちが将来の不安や平和の攪乱を恐れたのは理由のないことではなかった。

当然だ！ まったく同一の行動で、諸民族（Nationen）に国家的主権の王冠と王衣を着けさせ、民族の断片を他国民の従者にしてしまう者は、激烈な抗議を予期せねばならない。不満足なままの、あるいは新しい未回復地が、新たな戦争を、再び回復主義（Irredentismus）による反逆に大きな報酬を与える貴重な時を、つねに激しく熱望するものであることを、民族的未回復地を効果的な闘争手段として利用した者は覚悟しなければならない。民族（Nation）がマジョリティであるところでは、大きな暴力を加えることは出来ないが、民族がマイノリティであるところでは、無権利なままにしておくことができた。かくして、講和条約の結果として、戦勝者と同盟した若干の諸国に基本法として押しつけられ、それゆえにその国法に編入されている重要な文書がつくられた。マイノリティ保護条約、通称マイノリティ憲章は、片務的にしか義務づけをしていない。本来の戦勝諸国であるイギリス、フランス、イタリアは、法的措置を受け入れることを拒んだ。マイノリティの権利は、講和条約締結に際して戦勝者の席に座った新国家にだけ、特別条約によって強いられたのであった。

1919年9月10日にサンジェルマン・アン・レイにおいて、主要連合諸国を一方とし、チェコスロヴァキアを他方として、締結された条約は、1920年7月16日に発効した。ポーランド、ルーマニア、ユーゴスラヴィアに関しても同様に、そのテキストは講和条約のテキストとの差異は小さなものである。しかしながら戦敗諸国に対しては、講和条約のテキストそのもので、マイノリティ保護が強制されていた（サンジェルマン条約第Ⅲ部第Ⅴ章、第62-69条）。今までマイノリティ保護条約には14カ国が対象となっている。アルバニア、ブルガリア、エストニア、フィンランド、ギリシア、ユーゴスラヴィア、ラトヴィア、リトアニア、オーストリア、ポーランド、ルーマニア、チェコスロヴァキア、トルコ、ハンガリーである。オーバーシュレージエンとメメルには特別の規定がある。マイノリティ保護が基礎としている国際法上の文書は、国際連盟の公示「言語・人種・宗教上のマイノリティに対する国際連盟の保護（Protection des minorités de langue, de race ou de religion par la S.D.N. ; Recueil des stipulations. Genève 1929）」にまとめられている。

これらの指令は、義務を負うどの国家にとっても、憲法の性格を持つものであり、それによってあたえられた諸法は、基本法の性格を持つものである。それらは、限られたやり方ではあれ、憲法裁判所的な強制力を持つ外国人法を形成する。サンジェルマン条約第63条は次のように規定している（第

2条チェコスロヴァキアに相当)。

「オーストリアは、オーストリアの全住民に対し、出身、国籍、言語、人種、宗教の差別なく、生命と自由の完全な保護を行う義務を持つ。オーストリアの全住民は、その行使が公序あるいは良俗と相容れないものでないかぎり、公的および私的に如何なる信仰、宗教、信条をも自由におこなう権利を有する。」

したがってこの法的規定は、国家公民だけでなく、全住民に、その地に定住した外国人にさえも、当てはまるものである。——一時的にその地に滞在するだけの者は、明らかに住民ではない。

サンジェルマン条約第66条は国家公民にだけ広く配慮している。

第1節：「オーストリアの全国民は、人種、言語、宗教の差別なく、法の前に平等であり、市民的・政治的な等しい権利を有する。」

第2節：「宗教、信仰、信条における違いは、市民的・政治的な権利の享受において、特に公的地位、官吏、高官の地位への就任、あるいは様々な職業・営業活動において、どのオーストリア国民をも不利にすることはない。」

この規定で注目すべきなのは、この第2の文では信仰だけが挙げられていて、第1の文のように民族(Nationalität)が挙げられていないことである。

第3節：「どのオーストリア国民も、私的交流や取引において、宗教、新聞、出版において、あるいは公的集会において、どのような言語をも自由に用いることを制限されない。」

奇妙なのは、任意の言語にこの権利を拡大しているが、住民のかなりの部分が母語や日常語として話している地方で使われている言語には及んでいないことである。この自由は国民(Staatsangehörige)だけが享受するのであるから、実際にはそれほど意義のあるものではない。

第4節：「オーストリア政府による国家語の導入もかかわらず、口頭および文書での法廷におけるその言語の使用に際して、ドイツ語を話さないオーストリア国民には、相応の便宜が与えられる。」

「法廷における」という用法は、行政官庁、役所、および国家機関における言語の使用を含むものではないのだから、明らかな制限をもたらすものである。この変化は、すでに旧オーストリアで認められていたマイノリティの権利よりもはるかに遅れたものである。

上述の諸規定は、明らかに国家あるいはその機関に対する個人を、したがって役所の窓口での個人を対象にしている。第67条は共同体としての民族に向き合っている。民族が共同体であること、組織的に共同体の利益を満足させようとするのが、そこでは重要なことである。講和条約はこの問題をどのように取り扱っているのか？

第67条：「人種、宗教、あるいは言語においてマイノリティに属するオーストリア国民は、法および事実において、他のオーストリア国民と同じ処遇および同じ保証を享受する。」

この規定は、異民族の者を、個人としても全体としても、国家的立法と行政の対象として、自民族の公民と対等に扱っている。これがマイノリティにとって何の役に立つのかは明白ではない。国家は指令を与え(商業会議所、養老院等々を設置し)、あっさり自国民を区別することを止める。——やがてマイノリティ民族はマジョリティのなかに没落する。機械的な上からの同じ処遇ではなく、下からの民族共同体相互の区分、共同体自身が自分の法を持つこと、そして共同体の同等な処遇がポイン

トである。

第67条は次のように続けている。「特に彼ら（マイノリティ）は自己費用で福祉施設，社会施設，宗教施設，学校その他の教育機関をつくり，管理し，自分の権限で監督し，そこで随意に自分の言語を使い，自由にその宗教を行う同じ権利を有する。」

この条項は，マイノリティ民族に，自由意志の参加と自己費用での諸個人の自由な結合を指示している。その際，分担金は決して公的課税の性格と法的保護を持たない。「結社の自由」に対する民族の指示は，大戦前に全オーストリアで長らく行われてきたものに比較してみすばらしいものである。宗教団体は当時すでに公的課税権を持つ強制団体であった。民族集団（Nationalitäten）は，一地域に40人の学童でもいれば，日常語で教える公的學校をつくる権利を持っていた。——この条項は，民族集団に私立学校，すなわち私的団体による施設を指示している。——反動的な政府が結社の自由から何をつくったのかは知られている。

公的な教育制度に関しては，以下の第68条が，よりすすんだ，しかし同時に旧オーストリアの法的発展よりもはるかに遅れた規定をしているだけである。

「公的な教育制度に関しては，オーストリア政府は，ドイツ語以外の言葉を話す者が相当数住んでいる都市や地区では，適切な便宜をはかって，国民学校で他言語の者がその言語で講義を受けるのを保証する。この規定は，オーストリア政府が，上述の学校でドイツ語の講義を義務とすることを妨げないであろう。」

この規定においては，マイノリティが，他民族と違って——少なくともここでは——考慮の対象となるためには，その地域に相当数がいなければならないという判断がおそらくと表面に出ている。われわれはこの点にまた帰ろう。この条項は，いつその数が達せられ，誰がそれを決定するのか，すなわち勝手気儘の余地を許すのかについて，何の指示も含んでいない。それは，子供たちに彼らの言語での講義をすることを要求するが，国家語を義務語にすることもマジョリティに任せた。国家語の通用についても，特にいわねばならない。

「人種，宗教，言語においてマイノリティに属する，相当数のオーストリア国民が住んでいる都市および地区では，たとえば教育，宗教，あるいは福祉の目的で，国家，自治体，その他の予算の公的な資金から取り出される全分担金の適当な部分は，マイノリティに利用と使用が保証される。」

ここでも，民族共同体は行政の対象，公的な支出の対象でしかない。公的資金の適当な部分が，それに与えられることになっている。それ自身はこの権利そのものを有効にし，自ら課税し，自分の問題を処理する機関も能力も持たない。——それは，非正規団体（*universitas inordinata*）として，他の諸民族の手から権利と資金を受け取らねばならない。それは，法律上は（*de jure*），決して団体として存在していないのである。

ご覧のように，講和条約の憲章と該当条項は，本来の問題を回避している。それは意識的に，マイノリティ民族に対し，法的な集団存在，団体的法人格および民族自治政府を拒否している。それは意識的に，マイノリティを，僅かな範囲でしか制限と義務とを課せられない異民族支配の下に置く。もちろんこの文書の起草者は，以前のオーストリアの諸民族集団の代表者に助言を求めている。彼らだけが実際に権限のある専門家であったのであり，マイノリティの権利の削減にも責任を負うのであ

る。彼らは、旧オーストリアにおける自分の闘争と成果とを忘れてしまった。国家民族になって、彼らはあの異民族支配を全く思い出そうと努めなくなった。かつて彼らは、異民族支配と成功裏に闘い、国家外では主権を獲得し、国家内では自己統治を他民族に約束させようと努力した^[原註1]。いまや彼らだけが国家であり^[原註2]、彼らの言語が国家語であり、国家とその全施設はさながらその民族だけの所有であり、他民族はその内部では不快な国際法上の義務によってのみ許容されるのである。この法的な立場表明はある民族 (Volk) を「ホスト民族」——寄生動物の保持者を思い出させる表現——とし、他の民族を「ゲスト民族」とする、民族学的な分類に全く照応している。

ある点については、憲章は進歩であるかもしれない。民族的権利については、それは超国家的な規定である。宗教に関しては、もちろんヴェストファーレンの講和がすでにほぼ同様なところまで達していた。第69条はこの規定を民族を超えた利益の義務として説明し、国際連盟の保証の下においている。この保証を有効なものとするために、この条項は次のような手続きを指示している。マイノリティ民族は自分の機関を持たず、彼らのためには、個人あるいは団体が主張することができる。しかしこのような抗告の申し立てのような場合には、故郷の国家の復讐から保護されるので、彼らは抗告状によってのみ「請求権 (jus evocandi)」を貫徹できるのである。このような抗告の提起に、国際連盟のどのメンバーも、協議会の注意をその問題に向けさせる権利をもち、協議会は有効と思える指示を与えることができる。叱責を受けた国家と他の国家との間に紛争が持ち上がれば、恒常的なインターナショナルな裁判所に提出されるインターナショナルな性格の係争問題と見なされる。その決定に対しては、上訴は許されない。

純粋なマイノリティと不純なマイノリティ

したがって、ここで初めて国内的な民族的権利がインターナショナルなものとして承認され、根拠を持つものであること、その規定の最初の条項は、その実施のために超国家的な手続きがなされ、それにより民族的主権が侵されることになる、ということ認めなければならない。

この制度の根本的欠陥は、戦勝強国が自らを例外としていることにある。フランスとイタリアは、相変わらずその政治的実践と言語の使用を堅持するであろう。それによれば、ナショナルイティ (Nationalität) と公民であること (Staatsbürgerschaft) は同じものであり、その国家領域内部の異民族集団の存在を法律上は (de jure) 否認し、フランス人 (およびイタリア人) についてだけ、国家生活において合法ではないが、がまんできる特別な言い回しで語るのである。この不自然さはこの規定のテキストをも損なっている。全体としての民族 (Nation) や個人の法的な資格としてのナショナルイティについて話すべき場合には、人種と言語について語り、フランス人やイタリア人の功利的な偏見を回避しているが、それによって他民族の人種妄想を容認しているということは考慮していない。だから講和条約は、ヒトラーの勝利のずっと前に、それに代わってドイツ民族を人種として取り扱っている！ その存在を本国で (たとえばエルザスや南チロルにおいて) 否定されているものを、異国で (チェコスロヴァキアにおいて) は団体としての法的存在を与えるという聖なる臆病は、この思考様式から容易に説明される。

強国のこのような性向と継承諸国の若い諸民族（Nationen）の支配欲求から、新しい制度の第2の基本的欠陥が生ずる。人々はマイノリティ一般について区別せず、せいぜい学校制度について、マイノリティに属する者の地域別の人数を区別するだけであるが、異民族の国に定住しているマイノリティ全体の大きさと意義の問題を回避している。マイノリティとは何か？ 人が自分勝手に境界を引き、国家領域をくっつけたり引き離したりするなら、大民族をマイノリティにすることができる。今日2200万人の国民を持つ国家民族であるポーランド民族全体は、ホーエンツォレルン、ハプスブルク、ロマノフの3帝国においては、マイノリティであった。マイノリティでしかなかった。当時、彼らを、ドイツ、オーストリア、ロシアのホスト民族のなかの単なるゲスト民族と性格づけた者がいただろうか？

民族がマジョリティ民族の名前を持つ権利を得るには、その民族の人員がどの程度の規模あればよいか？ マイノリティでしかないのは、どの程度の数でなのか？

民族的理念の実現のため、あるいはその口実のもとに、講和条約では、以下の諸民族が国家民族およびマイノリティとされた。

主権を持つ民族国家となった民族

リトアニア	2,029,000人
ラトヴィア	1,945,000人
エストニア	1,113,000人
アルバニア	803,000人
ダンツィヒ	385,000人

マイノリティとされた民族

チェコスロヴァキアで	ドイツ人	3,123,000人
	ハンガリー人	745,000人
ポーランドで	ドイツ人	1,059,000人
	ルテニア人	3,898,000人
	白ロシア人	1,106,000人
ルーマニアで	ドイツ人	750,000人
	ハンガリー人	1,400,000人
ユーゴスラヴィアで	ドイツ人	508,000人
	ハンガリー人	467,000人
	スロヴェニア人	1,019,000人
	アルバニア人	439,000人

他に種々の民族的断片。

国民のうち以下に示された百分比しかない相対的マジョリティであるにもかかわらず、単独支配民

族となった民族

チェコ人	65.5%
ポーランド人	69.2%
ユーゴスラヴィア人	74.7%
ルーマニア人	75.4%

チェコスロヴァキアでは、カルパチア・ロシアの461,000人の住民とともに、ルテニア人が、自治 (Autonomie) 権を得ている。

クロアチア人の地位は、ユーゴスラヴィアの独裁体制の将来の運命と同様、当面は不確実である。その現在の人数は正確には知られていない。人口調査に際して、セルビア人と一緒に数えられているからである。彼らの自治は、当面は見合わされている。

最大の無権利マイノリティは、ポーランドのルテニア人390万人とチェコスロヴァキアのドイツ人310万人である。どちらの人口も、主権国家ノルウェーの人口 (275万) よりも多い。チェコスロヴァキアのドイツ人は、デンマークの人口 (330万) とフィンランドの人口 (340万) に、ポーランドのルテニア人の人口はスイスの人口に匹敵している。非常に矛盾した規定が維持しがたいことはこの数字から明らかである。見てのとおり、新しい民族国家の誕生に際しては、勝者の私欲が産婦であり、民族理念は産婆にすぎない。客観的な基準はどうしたら手に入れられるのか？

どの民族も、まず地球表面の一定部分に定住する。空間的な形成 (拡大と完成) の場合、この領域の大きさが確かに重要である。しかし人種と見なすべきなのか、民族あるいは宗派と見なすべきなのか、必ずしも明らかでないユダヤ社会 (Judentum) の成員は、地球全体に広がっていて、この状態では明らかに民族国家をつくることができない。民族国家は、その概念から、地球表面の一部を要求するものであるから、民族が閉じられた定住地域に住むのか、分散して生活するのが問題になる。マイノリティの住む閉じられた定住地域が大きければ大きいほど、マイノリティはより大きな権利を要求することができる。

我々は、民族の第2の指標として、民族が国家という特別な存在となる意志と能力を備えるだけの歴史的な成熟度があることを知っている。すでに見たように、民族の概念は、自然権的なカテゴリーではなく、歴史的なものである。それは今日の文明に属する者であり、今日の国家にも密接に関連している^{〔原注3〕}。古い、発展した、自己意識を持つ、自己統治の準備のできたマイノリティほど、包括的な立法を必要とする。

さて、マイノリティの権利について決定すべきなら、空間的および文化的という二つの観点が問題となる。マイノリティの権利全体は、本来国家への参加である。絶対的に分散したマイノリティだけが、個々の個人的権利に満足し、閉じられた地域に密集して居住するマイノリティは団体としての権利を国家に要求する。しかし「国家」は中央政府や国家の領土全体であるだけでなく、地方、州、郡、ガウ、地区、自治体に分かれ、その官庁は部分的にその管区だけを担当する。団体としてのマイノリティの権利が問題となるのは、民族 (Nation) が閉じられた地域に十分に密集して居住し、管区

の任務を遂行できる場合である。例えば、民族がある校区を満たすほど住んでいる場合には、学校を自分のものとして持つべきである。その場合、問題となるのは住民層の相対的な数ではなく、絶対的な支払い能力である。

民族主義的な実践が相対的な数をつかっておこなう不正の顕著な例として、チェコスロヴァキアの都市ブリュンを脅かしている運命がある。そこは長年、ドイツ人がマジョリティの都市であったが、——人為的にそのように維持されていたのである。当時の支配的ドイツ人が周辺の町を合併するのを拒否していたからである。チェコスロヴァキア国家の建国の後に合併が行われ、担税力でも文化面でも発達した要素であるドイツ人が、町のなかで少数ということでもなく、貧しくもなく、文化的に弱い訳でもないのに、ブリュンはチェコ人の町になった。しかし、ドイツ人はなおも人口の20%以上を占めていて、少なくともマイノリティの権利を受け取った。いまやわずかのパーセントだけでこの境界値以下に下がり、重要なマイノリティの権利を一挙に失う危険がある。自己統治の意志と能力という、国家を維持する力は残っているが、いまや権利のあまりない単なる「ゲスト民族」になってしまふ！

国家と民族に関する先入観のないどんな観察者にとっても不可解なのは、チェコスロヴァキアのドイツ人村の住民千人が地域教育委員さえ選び、学校の世話さえも見ることができなのに、プラハのドイツ人市民3万人がそうでないのは何故か、ということである。

住民数と文化において、主権国家として、あるいは連邦の構成国家となるほどに、十分に大きくかつ成熟しているが、今日の体制によってマイノリティに分類されている民族(Nationen)や民族部分(Nationsteile)は不当にもマイノリティにされている。彼らは十分な領域でマジョリティであり、国家や国家の構成員になるのに十分な文化的手段を持っている。ヨーロッパの地図が数十万人の住民の主権国家(ルクセンブルク26万人)を示すかぎり、50万人以上の併合された民族や民族部分は不純なマイノリティとしか性格付けられない。

ここからさらに進むと、一国家の内部で、二つあるいは三つの民族が人数と文化的価値においてほぼ拮抗しているような混合関係になる。ベルギーがそうである。1920年に、総人口のうちフランス語だけを話す人が38.55%、フラマン語だけが43.02%、フランス語とフラマン語を話す人が12.98%である。スイスの古く確証済みの例は挙げておくだけでよい。このような国家体制においては、両民族あるいは3民族すべての国家体制への平等な関与が当然のことと考えられる。

マイノリティ憲章と講和条約は、この事情について何も知らない。民族が国家内の生活においても完全な法人格になろうと努力していること、その大きさと成熟に応じて特別の民族的法制度の色とりどりの見本帳を強制されたり、強制されるべきだとされていることを、それらは故意に見過している。

憲章は、国際法上の道具として、法的な流行品である。主権の本質的な指標は、国境を越えて他の権力に訴える権利を臣下の誰も持たないということである。いわゆる「非要請特権(privilegium de non evocando)」は旧ドイツ帝国の領主の支配権を初めて完成した。大戦以前には、外国に呼びかけるどのような試みも、国に対する最大の裏切りだと見なされていた。見てのように、ここでは民族理念は民族的な主権に割れ目さえ入れている。しかし、国際法の基礎の上では民族的マイノリティのこの最初

の権利はなんとみすばらしいことか！ マイノリティは法人格を持たない。——それは非正規団体（*universitas inordinata*）であり、その抗告を助けるために国際連盟協議会のメンバーの援助を必要とする。それ自身は法律上は（*de jure*）、人格として（*in persona*）登場することができない。ともかく、憲章が個々の国家に命ずる限り、マイノリティは——純粋に受動的な共同体として、法的配慮の対象として——国際法において承認されているようにみえる。憲章に欠けているところでは、条約の精神において、マイノリティは、あっさりとした政治的な死、すなわちマジョリティ民族への同化を宣告される。イタリアにおけるドイツ人とスラヴ人のマイノリティ、フランスにおけるドイツ人マイノリティはそうである。マイノリティは民族を超えて自己を組織している。毎年「ヨーロッパ諸国における組織された民族グループ大会」（1931年のジュネーブでの第7回大会、1932年のウィーンでの第8回大会が最後）は、マイノリティの処遇とマイノリティの権利の前進の少なさについて部分的に悲哀を感じさせる苦情を訴えている。1929年の終わりまでに、18の民族（*Völker*）が、13カ国における処遇について、協議会に345の請願をおこなっている。この請願の大部分は、認められないものとされて、取り扱われず、ほんの一部だけが調停に付された。

自分の国での民族的問題を知らなかったり、その存在を否定するような政治家の観念においては、憲章は大きな進歩と見えるかもしれない。しかし、多民族国家の国内生活において民族的権利が勝ち取った意義や、そこですでに今日とられている解決に比較すると、その憲章はみじめというほかない。大戦以前に、同一国家の内部における民族間の権利を、最大限に、ある意味では模範的に解決していた多民族国家が、旧オーストリアであった。そこでは権利をめぐる諸民族の50年以上の闘いが、その消滅を惜しむべき制度をつくっていた。まさにこの基礎を考えると、この問題では、戦争と講和条約締結はつくったものよりも多くのものを壊したのである。そして主要目標においてさえ、講和条約締結は表向きの目標を損なっていた。それは確かにオーストリア共和国とハンガリー国家とを民族国家として許し、チェコスロヴァキア、ポーランド、ルーマニアを、そしてある意味ではユーゴスラヴィアさえ民族国家として設立した。そこでは、旧オーストリアが民族的諸問題について過去半世紀の間にそうになっていた、混合言語の法治国という状態を放棄することによって歯止めがなくなり、民族的闘争が一層荒れ狂った。旧オーストリアは民族国家と称したことはなかったが、新国家は民族国家だと紹介された。だが真実はそうではなかった。そして、今日それらが襲われている内部的混乱の大部分はこの事実に起因する。講和条約は、混合国家の問題を解決せずに、大国家を幾つかの小国家に分割しただけであり、それにより、世界政治と世界平和にとっての危険を数倍にただけである。多民族国家の数は講和条約によって減少せずに、増大したのである。

国内法制度としての民族的マイノリティ

これまでで分かったように、混合国家における諸民族のすべての闘争は、国家をめぐる闘争であることが示された。大きくまとまった民族の民族国家をめぐる闘争の場合でも同様である。国家の主権に参加することなしには、民族（*Nation*）、すなわち言語と文化の共同体は繁栄できないし、維持することも難しい。民族は、学校と役所で、自分の言語が通用するよう要求する。通用しなければ、そ

の言語は方言へと没落する。民族文化は、大部分はつねに国家的な制度を基礎としていて、それがなければ衰退する。公務は民族同胞の貴重な部分を要求する。中等学校や高等学校でこの部分を教育し、実際の職務で毎日確かめることができなければ、民族は痕跡にとどまる。われわれの生きている、国家が経済生活に強い影響力を持つ民族国家の時代には、表層的には民族的区分とは関係のないように見える国民（民族）経済が、繁栄のために公権力の援助を必要とする。これがマイノリティに許されないと、マイノリティは経済的にも衰退する。マイノリティが自分の言語を通用させるのを断念しなければならないなら、その成員が個々に言語的に順応し、他の民族に認められ、そこで向上に努めることができるまでには、1ないし2世代を必要とする（合衆国への移住者）。彼らあるいはその子供たちが同化するまでは、異語を話す者が必ず受けねばならない不自由と屈辱を味わうのである。

だから第1章で見た大きな世界の舞台での諸民族の闘争は、どの多民族国家の境界内部でも、新たな規模と変化した姿で繰り返される。もちろんここで諸民族は、単一の国家権力が同時にすべての者の権力の道具であることは全くありえないという苦境に立つ。だからすべての闘争の内容は、空間的に離れている部分であれ、機能的に分離している部分であれ、地方であれ、大臣職や代官職や単なる官房書記の地位であれ、国家権力の一部の占有獲得である。

殺戮的な武器による国家民族間の戦争は、恐ろしいが、時間的に限られた格闘である。勝利と敗北の両者は、環境によっては解放的で成果をもたらすものとなりうる。物理的な制圧の闘争手段は、一少なくともたいていは^{〔原註4〕}——多民族国家においては排除されている。ここでは、闘争は数十年、数百年の長きに及んでいる。

この闘争はある民族を他の民族に対抗させるだけでなく、同時にどの民族をも中央国家権力に対抗させる。ふつう中央権力は、民族が歴史に登場する前は、領主や指導的・行政的な官僚や軍隊の手にある。かくして紛争は、時には王家の恩顧とその援助を求める諸民族の熱心で妬みに満ちた競争として、時にこの恩顧が中断したり替わったりした場合には、旧来の権力の担い手に対する粗野な反抗として現れる。

しかし旧来の国家権力は、君主から警官にいたるまで、歴史がそれに課した任務を長い間知らうともせず、諸民族を反目させて漁夫の利を得る機会をなお享受している。それは政府と臣下とを区別するだけで、民族問題を、自分の言語で法をつくり行使する義務と権限を持つ種々の日常語を使う人々が国家のなかに生活している、という面倒な事実を政府行政を適応する技術的な問題だ、と見なすだけである。だからそれは、個人の国家に対する関係から出発し、民族が集合的全体であり、そのようなものとして国家に組み込まれていることを否認するのである。それは、憲法に基づく制度によって、大きな国家的利益団体としての民族（Nation）に、立法、行政、司法に対する一定の影響力を容認し、領主と官僚の権力そのものを制限する、という考えを退ける。だからそれは、民族の言語と特性の保証と保護を個々人の単なる個人的基本権として確認するという法的な方策に達する。1849年から帝国の滅亡にいたるまでのオーストリアの憲法全体では、まず単一の中央集権的な国家権力に対する個人のこの基本権が出発点となっている^{〔原註5〕}。

ロマンス語系諸国で公民であること（Staatsbürgerschaft）を意味するナショナルリティ

(Nationalität) という単語は、今では特殊な法的意味を持っている。それは、一定の言語を母語あるいは日常語として話す公民の個人的性質を示している。まずそれは臨機応変に事実上確定されるものであって、本籍や信仰告白のように法的に文書上で確定されるものではない。しかしそれは法的に重大なことである。この言語で、公民 (Staatsbürger) は法をつくり行使せねばならない。民族問題は、役所および学校で使われる言語の問題に尽きているように思われる。この個人的資格は、学校法と官庁語規定を基礎にしてその指令を与えている。

オーストリアの諸民族は、さらに高い要求をすることなく、この最初の成果を喜んで受け入れた。

民族的宣伝はただちに、多民族国家は種々の言語を使う諸個人の非有機的な堆積ではない、むしろその集合的存在としての諸民族は国家の構成単位と見なされるべきである、という見解に高まった。だから民族の自己意識の高まりは、特別な共同体的存在の権利を要求し、個人がまず民族に組み入れられ、それを通して初めて国家に組み入れられるものだと見なそうとする。多民族の国家は諸民族の連合であって、諸個人の集積とは見られない。古い集権的な見解では、民族問題は大体において行政技術上の課題である言語・役所問題として現れる。それに対して、自己意識を持つようになった民族主義のイデオロギーにおいては、国家組織全体の問題、それゆえ憲法問題を意味するのである。

だから、法的に見れば、民族は混合国家においても集合的法人格になろうとし、主権の王冠をつかもうとしないところでもそうである。彼らは完全な主権の代わりに、「自治 (Autonomie)」という言葉で示される国家に対する独立した関与を要求する。自治獲得の努力は様々な諸国で、その歴史の個々の段階で、——マイノリティの数とまとまりに応じて——幾つかの点で相違をはらんでおこなわれ、今や法学的に分類されるべき、法的諸関係の多彩でもつれた見本帳をつくっている。

この点では最も成功していた旧オーストリアにおける発展を手本と見なすならば、偏向を犯すことになる。第1に、どのように民族同胞大衆が一つにまとまるべきかというやり方において (組織原則)、第2に、組織された単位としての民族に付与された権利の範囲において (資格の範囲)、第3に、諸民族が全体国家にどのように結合されるべきかというやり方において (連邦様式)、マイノリティの3つの権利のすべてを解決し、さらに詳しく説明する任務は、次のような中心問題にさかのぼる。民族的な団体は法的にどのようにつくられ、それは他の社会的諸団体と法的にどのように区別されるのか? これらの問題を、まず注視しよう。

主権を持つ民族国家の所与の手本にしたがって、混合国家の枠での部分民族や断片民族は、領域が共同体生活にとって常に持っている意義に応じて、昔から住んでいる領域と民族 (Volk) の関連を決定的な事実だと見なして、特に民族 (Nation) を事実上の居住共同体と見なしている。これらの聖化された「故地」や「父祖の地」が、法的制度になるべき基体と見なされる。だから、民族を法的にも領域団体、つまり領土団体として構成されたものだと見なす民族的憧憬が現れる。民族はその特別な生活を、役所と学校が民族語を奨励し、民族成員だけに公的サービスをおこなう、高度な自己統治が行われる自治管区の形で営むべきである。民族が空間的にきれいに分かれているところ、あるいは旧オーストリアのペーメンのように、その地方が、以前は独立していたが、より大きな全体に併合されている国家体制の残骸であるようなところでは、歴史的な「国家権」の再建 (歴史的境界設定) が要求される。民族的要求がまとっている歴史的な衣装、すなわちそれを支えるべき「黄変した

文書」は、ここでは全く近代的な将来志向的な目標を覆い隠している。地方や古い身分法が問題なのではなく、民族の生活上の利益、発展の利益が問題なのである。

旧オーストリアにおけるスロヴェニアのように、民族的な定住領域が閉じられてまとまっていて、歴史的境界とは一致していないところでは、マイノリティはたいてい領土の完全な測り直しを要求する。オーストリアでは、1848年のクレムジール帝国議会がそうだった。国家的生活に初めて立ち上がり、長い時間の後に初めて再起した歴史なき諸民族は自然にこのような「エスニックな」境界設定をしがちである。

歴史的にであろうと、エスニックにであろうと、少なくとも領域的境界設定がつねに目標となる。だが、——特にオーストリアにおいては——空間的な境界設定を軽視するようなやり方で、元々の移住がおこなわれたことが多い。ドナウ全流域およびオーデル以東においては、民族誌的地図は、居住地域の中心から遥かに突き出た突出地と囲い地（飛び地）、散在した居住地と小言語地域の全く無秩序でモザイク的な配置を示している。旧オーストリアの小さな帝室直属地であるブコヴィナには、4民族が一緒に居住していて、後で見るように、この地方の公法は、非常な無秩序状態を、理想的なやり方で秩序づけることができた。領域的境界設定は、そこでは不可能であった。というのは、それは行政技術的に無用の管轄区域をつくらざるをえないからである。

民族の歴史的な錯乱のこの悪しき遺産は、最近の工業国家時代において一層大きな意味を持っている。大都市は交通の結節点にできるが、それはちょうど言語境界にあることが珍しくない（ブリュッセル）。双方の民族領域から住民がやってきて、一つの空間で完全に混じり合う。同様に、本来閉じられた言語領域のなかにあっても、工業地域は遠方からの移住者を引きつけ、空間的に区別できないように混じり合わせる。このような事実により、旧オーストリアの言語地図は全く混乱している。そのような問題に対して、絶対主義と官僚層は、官庁と学校の2言語ないし3言語の「同時存在」という方策を見出した。民族的イデオロギーは、この策に対していよいよ反対した。それは役所と学校、役人と教師をますます民族の影響力から引き離し、彼らの目には「民族的に歴史なき」ものにしてしまうからである。

他の形態の境界設定、他の考え方が浮かんでくる。大量の内部移動、空間的な諸民族の混淆、一般的な移動の自由、交通手段の近代的形成、これらは土地から人間を引き離し、本来の故郷から遠く離れたところでごちゃ混ぜにするが、その点から見て、確固としたあるいは法的に保証された領域境界を基礎にして、多言語混合国家における諸民族を組織することは、見込みのないことと思われる。民族意識（Nationalitätenbewußtsein）にとって、その時々々の住居は実際にはかならずしも瑣末なことではなくなったのか？ 民族を法的に一種の人的結合、それゆえ以前から宗教共同体にはそうしているように、人的団体として理解しないのはなぜか？^{〔原注6〕}「個人的自治」の理念は基礎を持っていた。それは、戦争の直前に旧オーストリアの二つの最も混合している州であるメーレンとブコヴィナで、国法に基づき完全に実施された。それは、ボスニアとヘルツェゴヴィナのもはや具体化されない憲法構想においても受け入れられていた。全く新しいことが、法によってつくられ、現実に効力を持つように見えた。——だがそれは、数百年前にジーベンピュルゲンのザクセン人が「民族大学」でやったことを繰り返したただけであった。

個人的な境界設定の前提は、民族への帰属、ナショナリティが、言語の熟達に応じた個人の単なる実際の能力というだけではなく、個人の「民族宣言」によって法的に確認され、「民族台帳」——民族ごとに区別された「名簿」——にしっかりと書きとどめられること、このように区切られた民族帰属者の成員が公法上の団体となること、この団体が憲法に基づいてまず選挙によって構成され、それにより初めて民族が公法的小および私法的権利の担い手になり、それで民族全体が立法と行政に参加すること、以上である。居住共同体ではなく、民族の文化共同体が、法制度の基体とされ、その上にマイノリティの権利が打ち立てられる。立法府（例えば旧オーストリアの州議会）は民族クリアに分かれ、行政制度は民族地域に分かれ、民族的特殊利害が問題となる限り、公的権力は、空間的にはなく、機能的に分割されるように思われる。共通の、超民族的な、国家的利益を護るべき場合には、それは再び連邦的に構成された統一体にまとまるだろう。民族的に混合した都市の場合は、ここでも興味深い歴史的な手本は旧オーストリアの基礎の上にあった。

全体としての民族的マイノリティは、はじめてこのような秩序を法的生活のためにつくるのである^[原注7]。彼らはやっと資産を持つことができ^[原注8]、学校や福祉施設をかれらの財産とすることができ、自分の金で自分の共同体の利益を満足させることができる。第1歩は混合言語地域における民族ゲマインデの建設である。そのためには、民族別に分けられた名簿、いわゆる民族台帳の作成が、考え得る最も簡単な行政課題である。民族ゲマインデが一度つくられれば、その上にどんな高度な共同生活をつくることも困難ではない。

世界戦争の後、民族集団（Nationalität）の個人原理による構成という理念はエストニアで実現された。さしあたりは、エストニアのいわゆる「文化的自治」（1925年2月12日の法律）は、多民族国家における民族的自己統治の憲法的制度の完全な試みだと見なしうる。その豊かな成果は、それが急進的民族主義勢力から受ける攻撃に関係なく、確実なものである。

混合国家におけるマイノリティ国家

閉じられた民族国家の成員には、マイノリティの権利のような制度は知られていないし、例示するのも難しい。だからそれらを理論的な思索の所産と見なしたり、実践的な執行に不適當なものだと見なす傾向がある。彼らには、次のようにいってやるべきである。そのような制度は実在する。それらが誠実に実施されているところでは有効で^[原注9]、非常に成功している。それらは、武器による闘いを排除し、人民のなかや議会のなかでの民族政党の政治的闘いさえも非常に緩和する^[原注10]という意味で、民族的な満足をもたらすだけでなく、次のような有益な成果をも達成する。いまや法的領域では、どの民族もその文化を確実に保護することができるので、民族団体の間にどちらが高い文化を提供するのかという競争が始まる。例えば、バーメン、メーレン、シュレージエン地域のチェコ人とドイツ人が、50年来の対抗のために、ヨーロッパのどの大民族よりもずっと高い初等教育と普通教育を達成することができたということは、この競争のおかげである。ここでは特に次のことが示されている。たとえ制限されていようとも、法的に保証された力は、法的保証のない事実上の権力よりも千倍も価値がある。事実上の権力は、今日勝利しても明日敗北するかもしれないし、内的な文化的活動か

ら民族の主力を引き離し、それを実りのない対外的戦闘準備に注ぎ込むのである。

マイノリティのこの法的力は、混合国家への秩序ある参加にほかならない。前章でのわれわれの研究にしたがって、歴史的—領域的に、あるいはエスニック—領域的に、あるいは個人原理により、他のマイノリティやマジョリティと区別されるどのマイノリティも、一定の機能について、いわば国家のなかに国家をつくる。この民族的部分国家の上に、共同社会の全体が、いわば上位国家として現れる。さもなくば分裂していた諸民族は、まとまった全体として、その機能に参加するのである。

このような憲法的制度の理論的研究のために、いま既述の三つの課題がそれぞれ解明される。民族全体への民族個々人の組織、民族団体と上位国家的官庁とのあいだの権限分割、そして最後に個々の民族の上位国家への総括の仕方、すなわち連邦制度である。

そしてここで以前に言ったことを繰り返さねばならない。民族とは自然法的な概念ではなく、歴史的—政治的な、したがって動的な概念である。どの民族全体も、そしてどの地域的・社会的な成員も、全体や成員が国家資格を持つ程度に応じて、権利を要求し行使することができるだけである。団体として組織されるのは、人的および物的な構成要素として組織されるものだけである。国家的権能から権限を手に入れうるのは、それを実際に実行できる者だけである。連邦の構成員であることは、適切なパートナーだけが要求できるのである。一般的に表現すれば、基体が存在する場合には、法によって制度に高められ、基体が欠けていたり、不十分な場合には、法律は無力である^[原註11]。

国家機構の細胞は自治体である。自治体のマイノリティは、少なくとも自分の寄付金によって自分の言葉を使う初等学校を維持することができるほど強くなければならぬ^[原註12]。言語混合地域では、空間的にならんで、民族ごとに純粋なマジョリティ・ゲマインデと一定数のマイノリティ・ゲマインデを持つであろう。この土台のうえに上位の裁判・行政管区（地区、郡等々）があり、新しい組織課題が提起される。オーストリアの絶対主義政府は、可能な限り多くの混合管区ができ、それによって高い自己行政への民族的熱望を防御し、必要な場合には、民族と民族を反目させて漁夫の利を得るように、好んで行政管区を区分した。民族政党は、一緒に住むマイノリティをできる限り多くの他民族管区に破片として分割できるように、しばしば州を不自然に区切ろうと努力した。それによって脅かされたマイノリティは、それに反抗して管区のエスニックな区分を目指して努力した。どの多民族国家でもこの抗争が繰り返される。民族政党の闘争の主要対象は国内領土政策である。10年間の格闘の後に、国家のおよび民族的な利益にとって、最も合目的で公正なのは、交通技術と行政技術の可能な範囲で、まず第1に、純粋に民族的な多くの管区を実行可能なものとしてつくり、第2に、現実に混合した地域の残りを、一つの混合管区に、諸民族がほぼ同じ比重となり、共同管理地を作れるように、構成することである。その際、望ましいと思われる飛び地は、今日の交通の便宜では、もはや以前ほどの困難とはならない。現実問題として残っているのは、より小さな行政上の困難をもたらすもの、管区における空間的区画と、民族的混合である。

国家行政の中心地として、地方、州、ガウ等々の名前をもつ特定の管区は、僻地よりもずっと多く、歴史的な必然のもとにある。以前はたいていは、多かれ少なかれ主権を持つ領主の領邦が、それらを州都にしていた。そこには領主の館、兵舎、役所、教育施設が集中していた。この相続財産は、市民的—資本主義的な環境では、地方の首都における鉄道、郵便、電信制度の集中により拡大する。

地域原理によるこのような諸州の分割は、資本主義の発展の初期（おおよそ1848年から1870年まで）にはまだそれほど困難ではなかったが、後には10年ごとに一層実施しがたいものとなったことが明らかになっている。絶対主義政府はここでも分割に反対し、諸民族を互いに疲弊させ、漁夫の利を得ようとして、一つの地方に複数の民族を一緒に閉じこめようとした。1789年のフランスにおけるような歴史的な境界を一掃する一般的な区分—分割は、オーストリアでは、エスニックな区分けの目的で、革命のさなかにしか可能でなかったであろう。1919年の建国の直後、チェコスロヴァキア共和国はそれを行ったが、後に歴史的な領邦分割のために再び放棄された。

この中心地域がどのようにつくられようと、民族的自治政府が可能なのは、それが中央権力によって官僚的に統治される場合ではなく、民主的な人民代表機関によって管理される場合だけである。どの多民族国家においても、一定数の1言語中央地域、一定数の2言語中央地域、もしかしたら3言語中央地域が現れるだろう。かくして立法と行政は、すでに詳述したように、一部のすべての純粋な経済的・社会的な問題では共同して、一部のすべての民族文化的な課題ではクリアとセクションによって行われる。クリアとセクションは、民法上および公法上の法人格を持つ。

最後の1歩は、諸民族の全体への結集と全体国家への編入である。オーストリアの崩壊の後、諸民族は直ちに最初の課題を実行した。マイノリティ地域であろうとマジョリティ地域で選ばれようと、民族のすべての部分の代表者が立法議会（オーストリアのドイツ人は国民立法議会）に集まって、この民族の最高機関がただちに国家的機能を引き受けた。もしハプスブルク政府が戦争前にこの1歩を踏み出していたら、おそらく帝国は今日もなお存続していたであろう。もっとも第2の歩みは生じなかった。戦勝国はオーストリア・ハンガリーの粉碎と主権を持つ継承国の建設を決定した——私が主張したようにこれはすべての関係国と全ヨーロッパにとっての厄災となった——からである。しかし、帝国の維持のために必要な第2歩は、事物の本性および百年に及ぶ闘争の結果によって与えられていた。普通国民選挙で選ばれる帝国代議機関とならんで、第1議会として、すべての民族議会から派遣され、比例的に構成される民族院があるべきであった。これは「連邦制度」として上述された全体への諸部分の結合である。

だから混合国家は、事実上だけでなく法的にも幾つかの民族の共同管理となり、かつての国家は連邦になる。多民族連合国家は、このような混合共同社会にとっての模範的な国家形態である。オーストリア社会民主党は1899年のブリュン党大会で旧帝国の全民族のプロレタリアートの共同綱領としてこれを掲げた。

オーストリアは、この目標の途上で、世界戦争の不意打ちを受け、真に生成しつつあったインターナショナルな法秩序を、この一国家の枠内で完成することができないうちに粉碎された。それによって、より広い世界、特に勝者の世界ではほとんど知られていなかった、多くの非常に興味深く独創的な法的創作物が、全体的あるいは部分的に滅ぼされてしまった。それらはとにかくすでに生きた現実のなかで、その可能性と合目的性をはっきりと示していたのである。

国際連盟と憲章は、この転覆と再建のすべてについてほとんど注意を払っていない。そのテキストはそれについて何も知らない。それは、政府の前では臣民である諸個人の集合としての民族に、すなわち1849年の欽定憲法が出発点を置いたところにとどまっている。その制度は、今日では分散して生

活している諸個人にとってかろうじて役立っているものである。問題そのものをなお見誤っている哀れむべきマイノリティ保護である。それは世界を回復主義（Irredentismus）から防御せず、戦争の危険をわれわれから取り去らない。憲章は少なくとも旧オーストリア領のマイノリティの状態を少しも改善せず、少なくともその悪化を予防することができなかった。マイノリティが今日新国家の多くで味わっている地獄に比べれば、旧オーストリアの法的状態は天国であった。

しかし他方で、講和条約による中・東欧の測り直しは、必要もないのに量り知れない厄災もたらした。講和条約は、民族国家の建設により、雑多な仕方ではないが、歴史的発展の一側面に対応したのである。そして発展の他の方向、すなわちわれわれの技術的・経済的・精神的な存在のインターナショナル化の進展を、野蛮に切り落とした。数十年、数百年にわたる経済・交通の関連を、人為的な民族境界により野蛮に引き裂いたのである。それは民族の共同体の利益のためのみすばらしい機関さえ許さず、新たにすることもなかった。それにより、中・東欧は、数十年にわたりひどく傷つけられた。

諸民族（Völker）の運命について決定する列強が、歴史的発展の筋道を誤解し、錯誤から失敗するのは、不運なことである。この誤りがもはや錯誤の弁解を見つげださず、勝者の「自己神聖化（sacro egoismo）」に唯一の弁護を求めなければならないなら、不運は犯罪となる。勝者もまた義務を負う。しばしば勝者の歴史的責任ははるかに大きく、敗北の重荷よりもはるかに重いものを長期間担わねばならない！

原 注

- [1] チェコスロヴァキアでは、異民族支配は、法的に取り除かれることはなかったが、国家制度の民主的設立によって緩和された（1918年10月18日の独立宣言）。
- [2] だからチェコスロヴァキアでは、チェコ人とスロヴァキア人の双方が相並んで国家民族であると宣言され、彼らと並んで、カルパチア・ロシア人も国法的な地位を持っている。——人数と文化において、スロヴァキア人とルテニア人を凌駕しているドイツ人は、しかしスロヴァキア人よりも力がない！ 民主主義と地方、郡、地区、自治体の自治が存するかぎり、この冷遇は物質的にはそれほど大きなものではないが、それは永続的な名誉毀損、すなわち諸民族の生存を破壊する量りしれない影響の一つである。ズデーテン・ドイツ人が民族として国法的に受容されることは、従来考えられなかった。
- [3] 講和条約は、そのなかにベルリン会議で受け入れた近代的な思想を含んでいる。近代国家になる意志も力もない種族集団（Völkerschaften）は、それにもかかわらず、無権利な植民地になるべきではなく、彼らが近代的な国家性、自己統治力を「身につける」までは、国際連盟の委託により、西洋文明国の一つにより管理される。この法思想も帝国主義的な併呑の拡大に悪用された。委任という思想はそれ自体は非難すべきものではない。問題の領域を、さしあたり戦争なしで解決されるまで、国際連盟の受認者が管理することも、また拒否することはできない。
- [4] トルコ人はアルメニア人マイノリティを絶滅させ、トルコ人とギリシア人はそのマイノリティを交換した。
- [5] “Das Selbstbestimmungsrecht”, Seite 40ff を参照。
- [6] この理念はまず Synopticus “Staat und Nation”, Wien 1899 で初めて広められた。
- [7] 領域的境界設定は、事情によっては、プラハのドイツ人のように、チェコスロヴァキア全体のドイツ人層にとって最も重要な民族部分を、つねに民族全体から切り離す。——だからそれはたいていは不十分なのである。
- [8] 今日の法的諸関係のもとで、チェコスロヴァキアやポーランドにおけるドイツ民族をその資産の相続人に指定する人は、存在しない者のために遺言することになる。そこでは犬の訓練協会のために基金をつくることはできても、自民族のためにはできないのである。多民族国家における民族がまだ公法的人格に高まっていないところではどこでも、事実と法とのあいだに非常に矛盾があるのである。

- [9] これらの制度を個々に描写することはこの研究の課題ではない。正確に研究したい者は Bernatzik の典拠を見よ。
- [10] 民族的闘争が過熱している州であるメーレンでは、帝国議会の選挙で直ちに基礎づけられた1906年の州憲法による個人的自治の実施後に、ドイツ人とチェコ人との間の民族的闘争はほとんどなくなった。
- [11] 実際上も法的にもほとんど未解決のロマの問題を考えてみよ。合衆国への移民は、どのヨーロッパの大民族も数百万を出しているが、早くも上陸に際して、あるいはその拡散の結果として、すでにわずかの年月のうちに民族意識を脱ぎ捨てる。それらは完成した民族的マイノリティの権利の可能な基体ではない。少なくとも今日までは。
- [12] 旧オーストリアでは、そのために少なくとも就学義務のある40人の子どもが持続的にいることが必要であった。それ自体は非常に低いこの限界は、旧オーストリアがいかに度量の大きい慎重さで、最後まで民族的マイノリティを保護していたかを示している。